



8月からの限度額適用認定証は申請が必要です！



現在交付している限度額適用認定証（以下、認定証）の有効期限は7月末日までです。

認定証は自動更新をしないため、8月以降に入院などで認定証が必要な人は新しく申請が必要です。必要書類を持参し、窓口で手続きをお願いします。

※ただし、国保税未納や税の未申告がある場合は認定証の交付ができません

■認定証とは？

入院、外来診療、診療に伴う調剤費などで医療費が高額になる場合、認定証を医療機関窓口提示すれば当該医療機関窓口での1か月の支払額が自己負担限度額までとなります。

※病衣、差額ベッド代などの保険診療外費用は含まれません

■申請に必要なもの

- 受診者の保険証
- 申請者・受診者・世帯主のマイナンバーがわかるもの

○申請者の顔写真付き身分証明書（運転免許証やマイナンバーカードなど）

■受診時に認定証がない場合は？

高額療養費で払い戻しが受けられます。医療機関で、限度額以上の医療費負担をした場合、診療月から約2か月後以降、該当世帯に高額療養費の案内を郵送します。

【8月1日(休)から5日(月)までに申請される場合】

口座振替の人や納付書で直前に納入した人は、記帳をした口座振替の通帳や領収書をご持参ください。後期高齢者医療制度加入者で、すでに認定証を持っている人には、保険証送付時に認定証を同封しています。

※マイナンバーカードの保険証利用で認定証の申請が不要になります



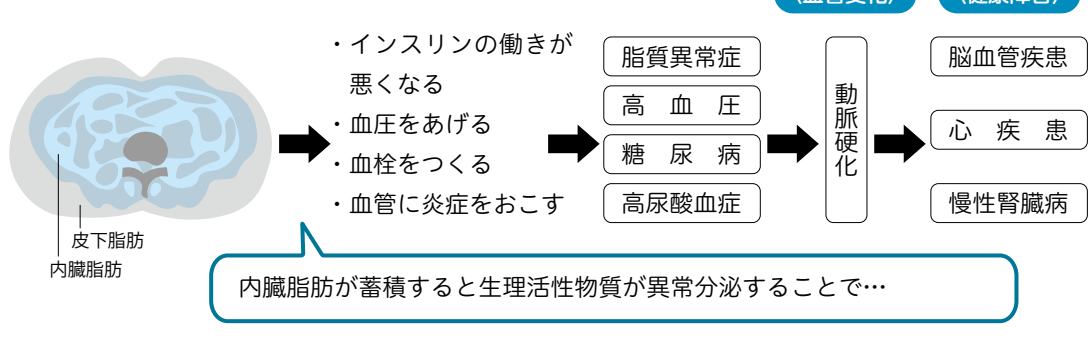
問い合わせ 市民課 保険年金係 ☎0952-75-2159

脱メタボで動脈硬化を防ごう

令和5年度多久市国民健康保険特定健診受診者のうちメタボリックシンドロームに該当する人は25.4%となり、佐賀県内ワースト1の結果でした。なぜメタボリックシンドロームを予防しないといけないのか？

※メタボリックシンドロームとは、内臓脂肪の蓄積（腹囲が男性85cm以上、女性90cm以上）に加え、脂質異常や血圧、血糖値が高い状態のことをいいます

■メタボリックシンドロームをそのままにしておくと？



メタボリックシンドロームの予防こそが、動脈硬化対策につながります。毎年の健診で自分の体を確認しましょう。

問い合わせ 健康増進課 健康増進係 ☎0952-75-3355